

(総務消防委員会要求資料)

令和4年3月
行 財 政 局
子ども若者はぐくみ局

- 1 土曜閉所に関する取扱い及び一般指導監査の流れ
- 2 セヴァ子ども学園の過去5年間の監査実施状況について

1 土曜閉所に関する取扱い及び一般指導監査の流れ

(1) 土曜閉所に関する取扱い

ア 本市における取扱い

(ア) 土曜保育についての考え方

国が原則、土曜日を含む週6日の保育所の開所を求めていることを踏まえ、「保育施設・事業所における業務水準について（京都市保健福祉局子育て支援担当局長通知。以下「業務水準通知」という）」により、原則として月曜日から金曜日までと同様の保育を実施するよう各園に周知している。

なお、保育を必要としない状況にある児童については、家庭保育協力を求めることまでを否定するものではないが、協力を依頼する場合であっても、保護者が保育を希望する場合は保育を実施することを併せて文書で周知するよう求めている（土曜日の利用希望者がおらず閉所とする場合であっても、本市への事前の届出や承認等を求めているものではない）。

また、保護者に対しては、保育利用申込みの案内冊子等で、保育園の利用は、保育を必要とする理由に該当し、保育が必要となる時間に限られ、土曜日で仕事が休みの場合などは家庭保育協力をお願いしたい旨を周知しており、保育園、保護者双方に対して適正な取扱いを求めている。

(イ) 指導方法

a 日常運営に対する指導（所管部署：子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）

保護者等から相談や苦情があった場合に、保育園へ事実確認を行い、必要に応じて指導を行っている。

b 監査による指導（所管部署：子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室）

土曜保育については、重要事項説明書、入園のしおり等の書類及び園からの聞き取りにより、土曜保育が業務水準通知の内容に沿って運用されているかを確認し、必要に応じて指導を行っている。

イ 給付費（委託費）の取扱い

(ア) 令和元年度までの取扱い

土曜日を含む週6日の保育所の開所を原則としつつ、ニーズがなく、1箇月を通じて全ての土曜日が閉所となった場合には、当該月の給付費を減算することとされていた。

なお、京都市内の保育所において、1箇月全ての土曜日で利用希望者が1人もいないといった事態は想定できないうえ、業務水準通知との関係もあり、本市では土曜日閉所減算の届出自体を認めていなかった。

(イ) 令和2年度以降の取扱い

国の制度が改正され、閉所した土曜日の日数に応じて給付費（委託費）が減算される仕組みとなった。

本市においては、業務水準通知に基づき土曜日開所を原則としつつ、利用希望者がいなかったことにより結果的に土曜日を閉所した場合は、事後に園が提出する届

出に基づき、給付費を減算している。また、減算に係る届出の内容については、翌年度の監査で確認している。

(2) 本市における保育園への一般指導監査について

ア 目的等

保育園に対する指導監査については、児童福祉法第46条第1項、子ども・子育て支援法第14条第1項等に基づき、児童の処遇の向上及び施設運営の適正化を目的とし、1年に1回実施している。

イ 実施計画等

指導監査は、国通知によって示される主眼事項、着眼点等を勘案し、毎年度当初に指導監査方針及び実施計画を定め実施する。

ウ 指導監査手法

指導監査は、原則として保育園に出向し行う実地監査とする。

社会福祉法人が経営する保育園については、社会福祉法人に係る指導監査と同時に実施する。

なお、施設の有する課題に応じて、次のいずれかの手法により監査を行う。

- (ア) 特に問題のない施設 「簡易監査」又は「通常監査」
- (イ) 一定の課題のある施設 「重点監査」
- (ウ) 重大な課題のある施設 「集中監査」

エ 指導監査班

指導監査は、原則として、係長級以上の職にある者を班長とし、同班長を含む2名以上の職員をもって指導監査班を編成し、実施する。

オ 指導監査日程

7月から3月末までの期間で、あらかじめ定めた日に実施する。

カ 指導監査方法

- (ア) 指導監査の実施に当たっては、指導監査方針及び実施計画に基づき監査の対象となる保育園に対し、監査実施日その他必要な事項をあらかじめ文書で通知する。
- (イ) 指導監査の実施に当たっては、保育園に対し、関係資料等の提出を求める。
- (ウ) 指導監査に際しては、法人の役員並びに施設長及び関係職員の立会いを求める。

キ 指導監査結果

- (ア) 指導監査の結果、是正又は改善を要する事項については、当日に講評を行う。特に是正又は改善について報告を求める必要がある事項については、監査終了後、文書で監査結果の通知を行う（文書指摘事項）。

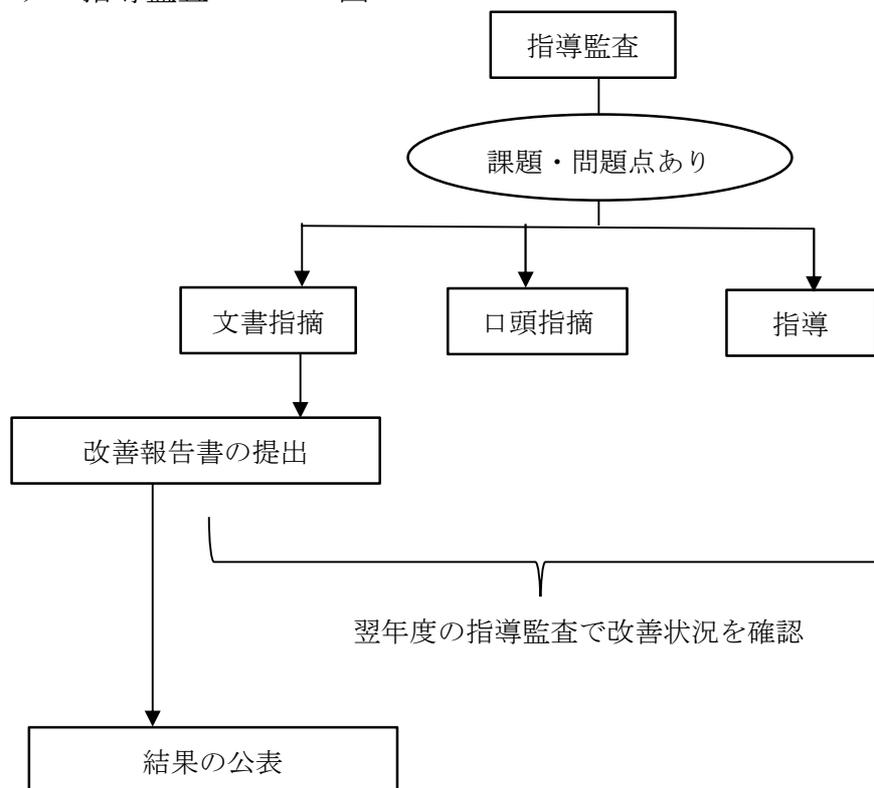
なお、文書指摘に至らない軽微な指導事項（口頭指摘事項、指導事項）についても、合せて書面で通知を行う。

- (i) 施設は、指摘された事項については是正又は改善を図るとともに、文書で通知された事項（文書指摘事項）については、是正又は改善状況を確認できる書面を添付のうえ、指定期日までに文書で本市に報告する。

ク 結果の公表

指導監査の結果については、施設名、文書による指摘事項の内容、監査実施日、及びその改善状況等を京都市情報館に掲載する。

ケ 指導監査のフロー図



コ 決裁等

指導監査に係る方針、実施計画及び結果通知等については、京都市局長等専決規程第3条（共通専決事項）により、監査担当部長が決定する。

2 セヴァ子ども学園の過去5年間の監査実施状況について

社会福祉法人セヴァ福祉会は、セヴァ子ども学園及びセヴァノーチェ学園を運営しており、指導監査は両施設を同日に行っている。

(1) 関係書類の保存期間である過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の指導監査における文書指摘の内容は、次のとおり。

年度	監査日	文書指摘の内容
28	29.1.19	○ 160万円を超える物品等の買入れを行う場合は、原則として、競争入札により委託先を選定すること。（セヴァ） ○ 委託費の弾力運用に係る経費への支出については、委託費の3箇月分に相当する額の範囲内で行うこと。（ノーチェ）
29	29.11.24	○ 250万円を超える工事を行う場合は、原則として、競争入札により契約先を選定すること。（セヴァ）
30	30.10.16	○ 職員の基準定数を遵守し、早急に必要な保育士を充足すること。（セヴァ）
元	01.11.21	文書による指摘事項なし【共通】
2	02.9.16	○ 令和元年度の処遇改善加算Ⅱの支給に当たっては、月額4万円の賃金改善を行う職員を最低2人（令和2年度以降については最低1人）設けなければならないところ、設定されていないことが確認された。については、「施設型給付費等に係る処遇改善加算について」（平成27年雇児発0331第10号）に則った配分を行うこと。【共通】

注（セヴァ）はセヴァ子ども学園に対する指摘，（ノーチェ）はセヴァノーチェ学園に対する指摘，【共通】は、両園に共通する指摘であることを示す。

(2) 指導監査においては上記1の文書指摘のほか、文書指摘に至らない改善が必要な事項について、「口頭指摘」，「指導」という区分により指導（内容、件数とも公表していない）しており、その件数は下表のとおり。

年度	施設	口頭指摘	指導
28	セヴァ	6	4
	ノーチェ	3	3
29	セヴァ	1	3
	ノーチェ	1	3
30	セヴァ	5	7
	ノーチェ	6	6
元	セヴァ	6	5
	ノーチェ	5	5
2	セヴァ	3	1
	ノーチェ	3	1